

契約書

本契約が『特定商取引に関する法律』の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、本契約書及び以下の説明書を十分お読み下さい。

1 契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

（1）『特定商取引に関する法律』の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、業務委託契約を締結した日から起算して8日を経過するまでは、乙は文書を以って業務委託契約の解除（以下、クーリングオフという。）ができ、その効力を解除する旨の文書を発した時に生じるものとする。ただし、以下の場合等においてはクーリングオフは適用できないものとする。

ア) 乙からの請求によりお申し込み又は契約を行なった場合等

イ) 消耗品を使用又は3,000円未満の現金取引

（2）上記クーリングオフの行使を妨げる為に甲が不実のことを告げた事により、乙が誤認又は威迫した事により困惑してクーリングオフを行わなかった場合、甲からクーリングオフ妨害の解消の為に書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフを行うことができる。

2 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合

（1）甲は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金支払いを請求する事はできない。

（2）契約の解除があった場合に、既に商品の引き渡しが行われている時は、その取引に要する費用は甲が負担するものとする。

（3）契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合、速やかに全額を返還するものとする。

Freiheit（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）とは、甲が提供するサービス（以下、「本サービス」という。）に関し、次の通り契約を締結致します。

記

第1条（業務内容）

1 乙は、次に定める業務（以下「本件業務」という。）の提供を甲に委託し、甲はこれを受託する。

- (1) 乙の営む事業（以下「乙事業」という。）の運営、集客等の販売促進業務その他の経営全般に関する提案・助言・指導等のコンサルティング業務及び付随する一切の業務
- (2) 上記の業務にかかる適切なサポート
- (3) その他甲乙協議の上決定された業務

2 乙は、甲に対し、乙の営む事業が、乙ないし乙の属する業界が遵守しなければならない法令等に違反していないことを誓約する。

第2条（研修義務等）

乙は、契約締結日から6ヶ月の間、以下の各号に定める活動、報告をしなければならない。

- (1) 乙は、甲に対し、1週間に1度以上、乙の活動を報告しなければならない。またこの報告業務は甲の指定するチャットワーク等で個別で行うものとする。
- (2) 乙は、甲が行う対面サポートを最低2回以上は受けなければならない。

第3条（委託料等）

1 本件業務の料金は、研修料として金150,000円及び業務委託料として金150,000円（税抜き）とする。

2 乙は、甲に対し、前項の研修料及び委託料を本契約締結日から1日以内に手渡し又は甲の指定する方法にて支払うものとする。

第4条（契約解約）

甲は、契約の申請者に以下の事由があると判断した場合、本契約を解約することができるものとする。

- (1) 契約の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- (2) 法令等に違反した場合
- (3) 甲の事業に対して業務妨害行為を働いた場合
- (4) 本契約又は個別契約の一つにでも違反した場合

第5条（禁止事項）

乙は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとする。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 違法行為に直接又は間接的に関連のある行為
- (3) 甲のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) 甲のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 他のユーザーに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (6) 甲のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接的に利益を供与する行為
- (7) 本契約第1条に定める業務内容以外の業務を請求する行為

第6条（本サービス提供の停止）

1 甲は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。

- (1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- (2) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 甲が本件業務の提供が困難と判断した場合
- (4) 地震、落雷、火災、停電、津波、戦争、暴動、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他政府による行為、争議行為、その他不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合

2 甲は、本サービスの提供の停止または中断により、乙が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

ただし、当事者は当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための最善の努力をするものとする。

第7条（免責）

甲が本契約に定める義務に違反して乙に損害を与えた場合、故意または重過失のある場合に限り、その損害を賠償する責任を負う。

ただし、本サービスに関して、乙と他ユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について甲は責任を負わないものとする。

第8条（サービス内容の変更等）

甲は、本サービスの内容を必要に応じて変更、または本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって乙に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第9条（権利義務の譲渡の禁止）

乙は、甲の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。
ただし、情報を受領した者は自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負うものに対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限り秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用されません。
 - (1) 開示を受けた際、すでに自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
- 3 前項及び1項の内容は契約終了後も5年間存続するものとする。

第11条（背信行為の禁止）

乙は、甲及び本件業務から得た知識、ノウハウ、情報等を甲の書面による許可なく本サービス以外に利用してはならないものとする。

第12条（競合避止義務）

乙は、事前の書面による同意なく、甲の事業と同種の事業その他甲と競合する可能性のある事業又は甲と競合する事業を行う第三者と取引を行なってはならないものとする。

第13条（損害賠償請求）

乙が、本契約又は個別契約の一つにでも違反した場合又はインターネットにおいて、甲や甲の事業に批判的な投稿をした場合、乙は、甲に対し甲に生じた損害（弁護士費用も含む。）を賠償するとともに、違約金として金100万円支払うものとする。

第14条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結の日より1年間とする。
- 2 期間満了の1ヶ月前に甲乙いずれからも書面による異議がなされないときには、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、それ以後も同様とする。

第15条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。

甲及び乙は本契約及び個別契約に関して裁判上の紛争が生じた場合には、甲指定の地方裁判所を専属的合意管轄とすることに合意する。

令和 年 月 日

甲： 代表者 大石俊士 印

乙： 氏名 印

連絡先

住所